

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)	
地域名 (地域内農業集落名)	高島地域 武曽地区 (武曽)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・ 水稻栽培が中心。 畜産（合鴨）の施設もある。
- ・ 傾斜が多く農地の保全に労力を要する。
- ・ 集落西側の山に近いエリアでは獣害があるため、耕作できず保全管理や一部荒地化した農地が増えてきている。
- ・ 大規模担い手への耕作の依頼も一部で始まっているが、水の管理、除草作業等の維持管理の課題が残るため、継続して集落ぐるみでの管理も必要と考えている。
- ・ 集落内で団体を組織し、農地の管理に取り組んでいる。
- ・ 現在の耕作者は可能な限り耕作を続けたい意向があり、今後の農地の利用についてまだ決めていない方も多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 水稻を主要作物とし、今後は麦の栽培を段階的に進め、年間作業の分散化と収益性を向上させる。
- ・ 長期的な集落での話し合いを継続し、目標地図の見直しを行いながら農地の集積・集約化を図る。
- ・ 今後の新たな担い手については、一部、目処はたっているものの、十分とは言えないので引き続き育成を継続する。
- ・ 耕作されなくなった農地を団体で預かり、オリーブ栽培に挑戦している。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	1.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ・ 農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
・継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・所有者の貸付意向に配慮し、目標地図に基づき農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・広域たかしまの長寿命化事業を活用し用水路の改修を図る。 ・鴨川河川の土手の形成終了後、獣害柵の設置を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・現在は集落内で耕作する担い手への集約を進めていく考えであるが、新規で就農を希望する者が現れた場合は、担い手として育成していけるよう、関係機関と連携し相談にのる。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・JA等から情報提供を受け、必要があれば適時検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害柵の設置を検討する。定期的な見回りを実施する。

②減農薬・有機米を段階的に拡大する。

③GPSによる田植え、ドローンによる施肥・除草剤散布の空中防除を段階的に拡大していく。

④水稻栽培期間以外の期間の畑作を検討する。

⑧担い手の営農や利用状況を考慮し、農業用施設（ハウス）の集約化を進める。

⑩目標地図と異なる利用を検討する場合は、随時組合内で対応を協議し、計画の変更を市に申し出る。